

第八節 母性保護論争——与謝野晶子・平塚らいてう・山川菊栄・山田わか

はじめに

一九一三年『中央公論』は臨時増刊号で「婦人問題」を特集した。先年の「元始、女性は実に太陽であった」（平塚らいてう）に始まる『青鞥』の創刊（一九一一年）や、イブセンのノラを象徴とする「新しい女」の流行等、近代化に対応した女性像の模索という動きが、一定の社会的広がりを持ちはじめていたからである。この増刊号の広告文には「十九世紀は平民崛起の時代にして、二十世紀は婦人覚醒の時代」とある。そしてこの「婦人覚醒」に、単なる啓蒙の域を脱して、女性が自分自身の経験にもとづいた具体的な内容を盛り込むことになったのが、折りしも大正デモクラシーの高揚期のなかで現われた「母性保護論争」である。

この論争（一九一八—一九一九年）は、与謝野晶子、平塚らいてう、山川菊栄、山田わかという、当時の著名な女性作家・評論家たちにより、主として『婦人公論』（一九一六年創刊）等の雑誌誌上で行われた。それは、部分的にはあれ登場していた都市中間層を基盤とする、女性ジャーナリズムの形成過程の重要な一角ともいえる。それだけに全国の女性一般を引き入れるような広範な影響力までは持ちえなかったが、「経済的独立と母性保護」を論争の主題とすることにより、労働をめぐる女性問題が「女工虐待」等の近代化の初期的段階を出て、より現代的形態で、日本で初めてとりあげられたという意味で画期的である。

〔史料1〕 今は男子も女子も何等かの労働に由つて衣食の自給を計り、物質的生活の確立安全を得ることが第一の急務である。このことは、やがて精神的生活の鞏固な基礎となるものである。……自己の職業的自活を考へずに置いて、男女の同権を求め、学問芸術を修め、婦人問題を口にする女子があるなら、その女子は最も切迫した現代生活の真相を解しない空想家であると思ふ。女子の自労自活が今後の女子の常識となり常態とならねばならぬことを私は断言する。

(与謝野晶子)

〔史料2〕 私は欧米の婦人運動に由つて唱へられる、妊娠分娩等の時期にある婦人が国家に向つて経済上の特殊な保護を要求しようと云ふ主張に賛成しかねます。

既に生殖的奉仕に由つて婦人が男子に寄食することを奴隷道德であるとする私達は、同一の理由から国家に寄食することをも辞さなければなりません。

……生殖の責任は徹頭徹尾、夫婦相互が果さねばなりません。死亡に由つて夫婦の一方の欠けた時は、生存して居る一方が全責任を負ふだけの覚悟と実力を予め備へて居ることが必要です。日本の教育ではまだ斯う云ふ大きな實際問題を等閑にして居ります。けれども、この戦争が済んだあとでは、世界一列に受けねばならぬ物質生活の困難が日本の男女にもひしひしと迫つて来て、之に対する余儀ない反省を促さずに置かないでせう。

(同右)

〔史料3〕 元來母は生命の源泉であつて、婦人は母たることによつて個人的生存の域を脱して社会的

な、国家的な存在者となるのでありますから、母を保護することは婦人一個の幸福のために必要なばかりでなく、その子供を通じて、全社会の幸福のため、全人類の将来のために必要なことなのであります。……婦人の経済的独立は、婦人の位置を高める上に、権利を主張する上に成程或る程度に重要なことであります。……しかしどれ程多くの犠牲を婦人自身と社会が払つてまでもかち得なければならぬほど絶対的に価値あるものでせうか。又たとへそれほどの価値あることだとしても、婦人の経済的独立はともあれ、十分な言葉の意味で母の経済的独立といふことは余程特殊な労働能力ある者の外は全然不可能なことだとしか私には考へられません。

(平塚らいてう)

〔史料4〕 既婚婦人がこの家庭生活と共に他の労働生活を営むことの不可能……しかもこの不可能を敢へてせねばならぬことによつて、彼女等がいかに矛盾と悲惨と、破滅に陥らねばならぬか……それら労働を外にして何によつて家庭婦人はその経済の独立を計つたらい、でせう。

私はこの問ひに答へて、家庭労働に——わけても子供を産み且つ育てる母の仕事に、経済的価値を認めよといふことを主張しやうと思ひます。何故今日迄多くの家庭婦人は経済的に独立することが出来なかつたのでせう。……如何なる種類の労働も労働は必ず報酬せられる今日の社会に於て、ひとり家庭婦人の労働に対してのみ社会は何故報酬を与へないのでせう。……家庭婦人も亦等しく今日の社会に生活する社会の一員でありますのに。

(同右)

〔史料5〕 婦人はもとより育児の外に能なき動物でもなく、家庭に蟄居して世を終らねばならぬ義務もない。又無為にして社会に寄生する権利もない。されば婦人が能力に従ひ好む所に従つて労働するところが許されねばならないと同時に、その労働に対して生活の権利とも認められねばならない。然るに在来の社会は婦人に対して労働の権利を拒むと共に、その生活の権利をも否定して居た。そこで前者を強調すべく現はれたのが、機会均等の叫びを以て終始して居る旧来の女権運動で、これが修正案として後者を提唱すべく起つたものが母権運動である。労働の権利を専^{もっぱら}要求して生活権の要求を忘却したのが前者の欠陥であり、母たる婦人のみの生活権の要求に甘んじて、万人の爲めに平等の生活権を提唱することに思ひ及ばないのが後者の至らない点である。そして現在の経済関係といふ禍の大本に斧^きを下さうとしないで、その存続の成果として現はれたる諸現象に対するに、経済的独立とか、母性保護とかいふやうな不徹底な瀾^ほ縫^{ほう}策^{さく}を以てしようとする所が、両者に共通の誤謬である。 (山川菊栄)

〔史料6〕 母の生活を余裕あるものとなすために、父の、即ち、男子の労銀問題に触れて行かなければならなくなります。「家庭外の婦人の労働が経済学上の重要な問題の一ツとなつて居るに反し、母としての婦人の家庭内に於ける労働は経済上の問題となる性質のものではなく」と晶子氏は云はれましたが、成程、今迄はそうでした、けれど、今日に於ては、家庭外の婦人労働許りでなく、男子の労働も経済上で許り論ぜられるものでなく人道的に扱はれやうとする程に進んで来ました。

即ち、労働を物品視せず、文明人の生活を本位に富を分配しなければならぬと云ふ声が大分高くな

つて来たのです。……労働は最早労働市場に於ける需要供給によつて其の価値を定められるべきものでない。つまり、商品として売買すべきものでないと云ふ事が要求され出したのです。そして、労銀なるものは一家族の文明人としての必要を基礎に規定すべきものであると云ふ事が主張され出したのです。

(山田わか)

解 説

母性保護論争の発端となったのは、与謝野晶子が『婦人公論』に掲載した小文「女子の徹底した独立」である。そこで晶子は従来から主張していた婦人の経済的独立(「女子の自活」論、〔史料1〕)に加えて、「妊娠分娩等の時期にある婦人が国家に向かって経済上の特殊な保護を要求」(〔史料2〕)することを「依頼主義」として批判した。国家による母性の保護は、すでにエレン・ケイ等の翻訳を通じて平塚らいてうの主張するところとなっていたため、この点で晶子はらいてうを真っ向から批判することになったのである。らいてうは同じく『婦人公論』誌上で晶子に応酬する。その骨子は、「婦人」はともかくとしても「母の経済的独立といふことは余程特殊な労働能力ある者の外は全然不可能」(〔史料3〕)であり、「實際を観ることを忘れた空論」だという点にあった。

「良人から、子供から……離れて思ひさま自分自身の仕事に没入してみた」という切実な実感(「長い手

紙)を述べてまもないらいうであつた。母性の独立が空論だといふこの主張は、らいうが現実生活と自己の仕事への欲求との板ばさみという状況のなかで発せられたといふ面を無視できない。またその意味では、晶子のいう「労働的精神」を發揮したいがための保護要求であつたとみられるわけである。もともと女性の経済的独立という点では、山田わか(家庭中心主義)を別とすれば、論争参加者たちはほぼ同一の共鳴盤を有していたといえる。しかし問題はこの独立を現実化する場合に生じる、母性と職業との両立という婦人労働者特有の課題をめぐつて発生した。しかも各人が社会的な自己実現にむけて懸命な模索を重ねている過程にあることである。女性解放論の先進国・欧米からの諸理論(エレン・ケイやシュライナー、ギルマン)の導入を背景に、論争の進展につれて、各人の相互に異なる立場がしだいに明確になつていく。

保護を「国家に寄食すること」とみる晶子とは全く別の視点から、らいうは国家に対する母性の意義を積極的に打ち出している。「婦人は母たることによつて個人的存在の域を脱して社会的な、国家的な存在者となる」(史料3)と考へるらいうは、職業に基づく経済的独立という議論を超えて一種の「母権主義」(山川)に傾斜していく。すなわち「母性に最も確実な経済的安定を与えることは……その生みの母の無限の愛の感化や、……行き届いた注意や、理解によつて、児童の精神も肉体も一般に健全なものとして育ちますから、国家の利益とも一致」するらいうは述べ、晶子とは異なる母の「経済的独立」すなわち「国庫が母の仕事に対して報酬を支払う」という構想が、「家庭労働に……経済的価値を認めよ」(史料4)といふ主張とともに提起される。

“家事労働の経済的価値”をめぐる論議は、後年の戦後民主化以降のいわゆる主婦論争でも登場し、その後も折りにふれ言及されつづけてきた。この間、時代の変化とともに論議の文脈に微妙なズレを生じてきたもの

の、それは性別役割分業（夫は仕事、妻は家事・育児）それ自体を批判するという現実的役割をはたしたとは必ずしもいえず、むしろ市場価値を家事・育児労働の「価値」に援用することによる、便宜的な試算値をめぐる論議の域を脱しえない場合が多かった。らいてうの主張も「母権主義」と結びついている限りで、この域にとどまるものとみられる。

しかし他面で、この「価値」を国家から母親が受ける報酬とみなした点に一つの特徴がある。「母として婦人の家庭内に於ける労働は経済上の問題となる性質のものではなく」（晶子）あるいは「家庭労働が何故に社会に依って黙殺せられ、正当なる感謝と報酬に値せぬものと看做されるかといふ疑問に対しては、それは商品の生産以外の労働を無用視して居る今日の経済組織の結果であるといふ外に答のないこと」（山川）という論理展開と比べてみると、らいてうは——その当否はともかくとしても——家庭（家事）労働を国家的役割とみることにより、一応、経済・市場関係の枠外の問題に位置づけたことになる。これに呼応するように、らいてうのちに、活躍の場を政治（新婦人協会の設立）に見い出している。

一方、晶子はらいてうの国家過大評価を批判する。「平塚さんの云はれる『国家』は現状のまゝ、の国家では無く、勿論理想的に改造された国家の意味でせう」という晶子は、続けて次のように展開している——「改造された個人の力を集めなければ改造された国家は実現されない……女子を警醒して経済的に独立の精神を訓練させることが私達各自の人格改造に急要な事実である」と。都市の女子風俗（「娼婦型の女子の目だつて増加したこと」）をも批判する晶子は、やがて森本厚吉による文化生活運動、文化学院の創設に協力しながら「婦人の自習自学」等、自由主義の立場から女子教育の育成を計っていく。

ところで山川菊栄と山田わかは、晶子、らいてうとも、また相互にも全く別の立場から途中で論争に加わっ

た。菊栄は晶子とらいうをそれぞれ「女権主義」、「母権主義」と規定し、ともに「不徹底な彌縫策」として排し、自らは「現在の経済関係という禍の大本に斧鉞を下すことを主張する（史料5）」。「根本的解決とは、婦人問題を惹起し盛大ならしめた経済関係その物の改変に求める外ない」というのが菊栄の考えであった。その論理展開はきわめて周到であり、当時のマルクス主義婦人解放論の高度の水準を示すものといえる。しかし晶子を「女権主義」と規定したのは一面的把握にとどまるものであったし、何よりも資本主義的経済関係自体の否定という立場の強調が、かえって問題の具体的な所在を曖昧にした面を否定できない。とはいえ菊栄の論説を通じて、婦人労働に科学的な分析のメスが本格的に入れられたことは確かであり、後続の研究者にもそれなりに多くの論点を提供することになった。

以上の婦人の経済的独立をめぐる論議のさなかで、前三者とはむしろ逆に、「健固な人道は家庭から生まれる」として「家庭を高調」したのが山田わかである。母性保護がその後は一層、婦人労働論の一環として論じられる傾向のなかでは、論争参加者とはいっても、その位置づけは微妙なズレが生ぜざるをえない。実際にこの論争にかかわる限り、わかには軽視されがちであった。しかし婦人労働の特殊な問題が、家庭責任にかかわって存在することも、事実である。その場合、当時のわか問題の焦点にどの程度迫っていたかは問題が残るが、晶子らの論議とは別に、婦人の就労理由が圧倒的に家計補助にあったという婦人労働の実状においては、「一家族の文明人としての必要を基礎に規定すべき」（史料6）という世帯主男子についての賃金論も、実は婦人労働論と無縁ではなかったはずである。やや半面教師的ではあるが、わかも含めて母性保護論争をみることにより、論議の一定の不整合は否定できないものの、すでに大正期に内包されていた婦人労働論の意外な広がりが見とれるのである。

出典

- 〔史料1〕与謝野晶子「女子の職業的独立を原則とせよ」『女学世界』第一八卷一号、一九一八年一月（香内信子編集・解説「資料 母性保護論争」ドメス出版、一九八四年、八二頁）。
- 〔史料2〕与謝野晶子「女子の徹底した独立」『婦人公論』第三年三号、一九一八年三月（同右、八五―八六頁）。
- 〔史料3〕平塚らいてう「母性保護の主張は依頼主義か」『婦人公論』第三年五号、一九一八年五月（同右、八九―九〇頁）。
- 〔史料4〕平塚らいてう「現代家庭婦人の悩み」『婦人公論』第四年一号、一九一九年一月（同右、二二―二三頁）。
- 〔史料5〕山川菊栄「母性保護と経済的独立」『婦人公論』第三年九号、一九一八年九月（同右、一四六頁）。
- 〔史料6〕山田わか「母の生活をして余裕あらしめよ」『婦人公論』第四年三号、一九一九年三月（同右、二三四頁）。

（福田はぎの）